

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第十八条)

	感染症	出席停止期間の基準		
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで		
	第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで	
		風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで	
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
		その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態がよくなるまで
			ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後に登校可能 B型・C型: 出席停止は不要
手足口病			発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
伝染性紅斑(りんご病)			発疹のみで全身状態がよければ登校可能	
ヘルパンギーナ			発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
マイコプラズマ感染症			急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス等)			下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
アタマジラミ			出席可能(タオル、櫛、ブラシの共有は避ける)	
伝染性軟属腫(水いぼ)			出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共有は避ける)	
伝染性膿痂疹(とびひ)			出席可能(プール、入浴は避ける)	

注) 第二種の感染症にかかった児童については、上記の期間、出席停止となりますが、ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。